

富岡市環境基本計画

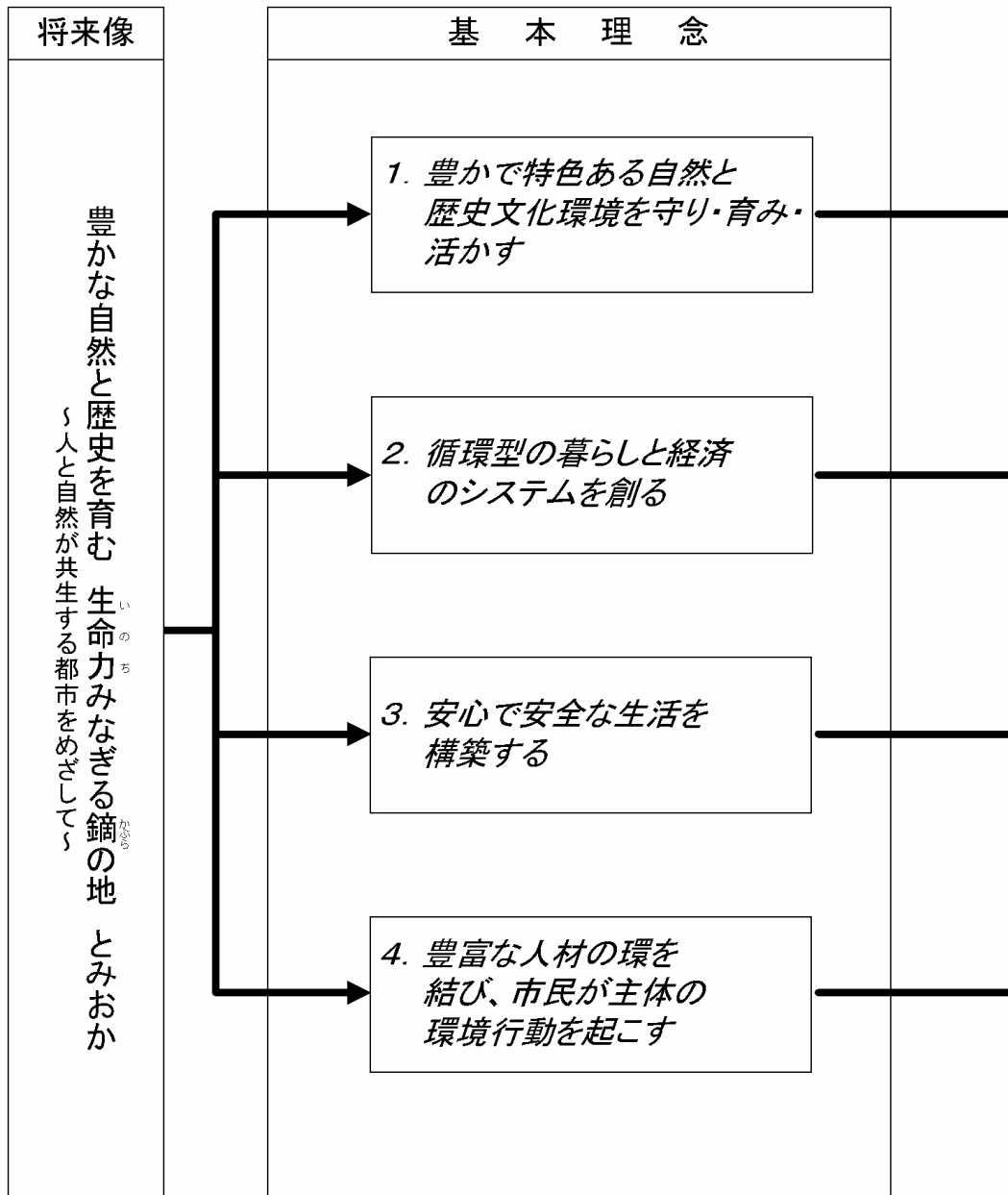
平成 19 年 11 月

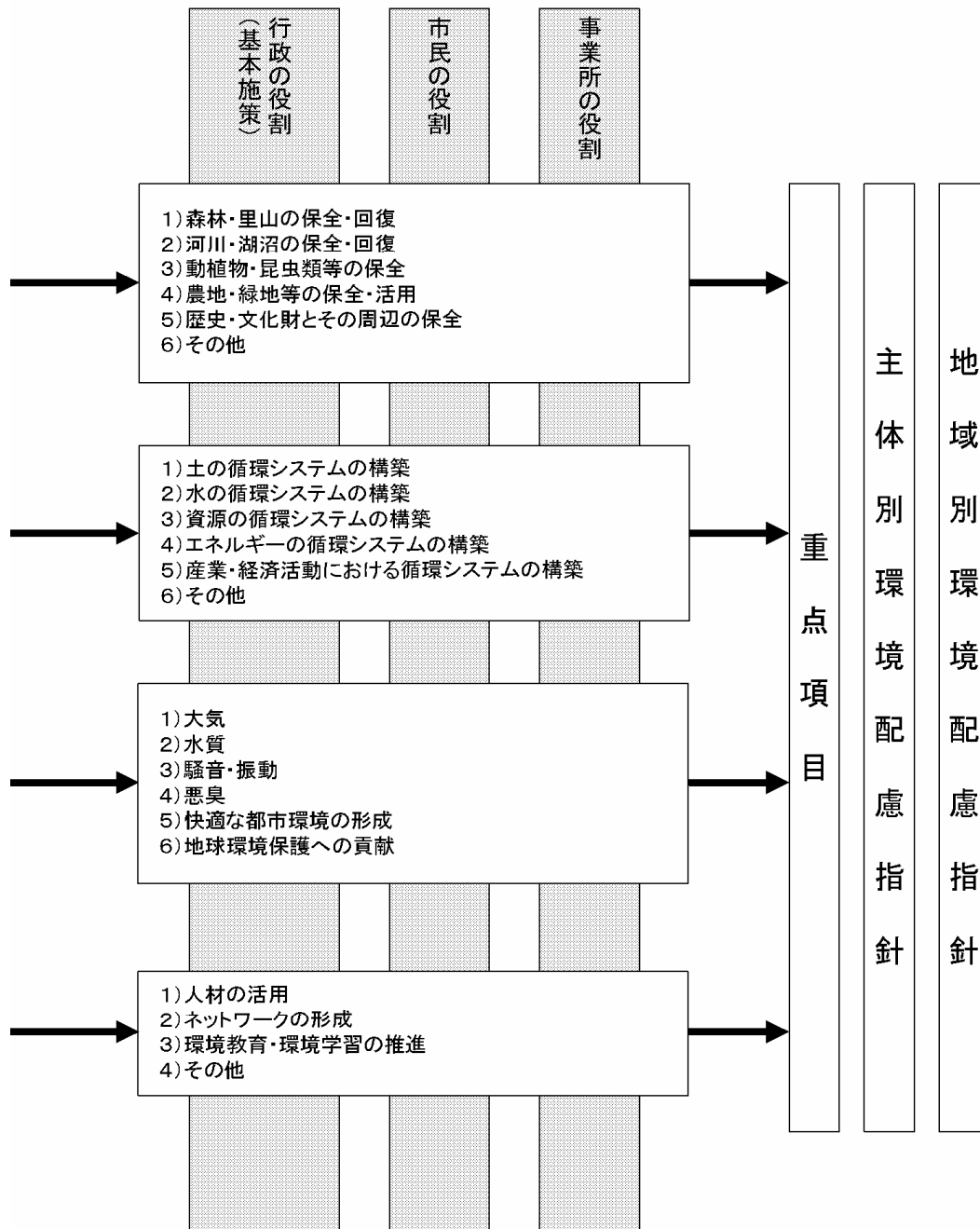
富 岡 市

目 次

計画の体系.....	1
. 基本構想	
1 . 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 . 富岡市の概況と環境の将来像.....	4
3 . 基本理念.....	5
4 . 計画の位置づけ.....	6
5 . 計画の対象.....	6
6 . 計画の期間.....	6
. 基本施策	
1 . 豊かで特色ある自然と歴史文化環境を守り・育み・活かす.....	7
2 . 循環型の暮らしと経済のシステムを創る.....	15
3 . 安心で安全な生活を構築する.....	21
4 . 豊富な人材の環を結び、市民が主体の環境行動を起こす.....	30
. 重点項目	
1 . 里山の保全.....	35
2 . 生ゴミ等の堆肥化.....	37
3 . 水と親しめる水辺環境づくり.....	39
4 . 循環型の社会経済システム確立.....	40
5 . 地域エネルギー開発.....	41
. 主体別環境配慮指針	
1 . 市民.....	42
2 . 事業者.....	48
3 . 行政.....	51
. 地域別環境配慮指針	
1 . 地域区分.....	58
2 . 地域別環境配慮指針.....	59
. 計画の推進のために	
1 . 庁内推進体制の整備.....	63
2 . 市民・事業者・行政の連携による推進.....	63
3 . 広域的な連携による推進.....	63

計画の体系





基本構想

1 . 計画策定の背景と趣旨

近年、地球の温暖化*やオゾン層の破壊を始めとする地球規模での環境問題が深刻化しており、人類の生存基盤である地球環境に大きな影響を与えています。私たちの生命や健康を維持していくためには、身近な生活から国際的なレベルに至るまで、これらの問題を解決するための幅広い取り組みが必要となっています。

このような状況のもと、国においては、平成5年に環境基本法の制定、平成6年に環境基本計画の策定、平成7年に率先実行計画の策定、そして平成12年には環境基本計画の見直しをし、持続可能な社会の実現を目指しています。

また、群馬県においても、平成8年に群馬県環境基本条例の制定、平成9年に群馬県環境基本計画の策定、平成10年に群馬県地球温暖化対策推進計画(コツコツプラン)の策定等を行い、更に平成18年3月に第2次群馬県地球温暖化対策推進計画(新CO₂プラン)を策定しこれに基づいた環境施策を推進しています。

環境問題は人々の生活に深く広く関わりを持っており、国際的かつ日本全体で取り組むべき問題に加え、それぞれの地域の自然条件・社会条件に応じ、特有の課題を踏まえた対策が必要となっています。

このような背景のもと、旧市では平成4年に環境宣言を行い、平成11年に環境基本条例を制定しています。そして、この環境基本条例に基づき、市の環境を保全・創造していくための施策を総合的かつ体系的に示すとともに、これらの施策の推進方策を明らかにする目的をもって、平成14年3月に環境基本計画を策定いたしました。

平成18年3月27日、富岡市と妙義町が合併し、新「富岡市」が誕生したのに伴い平成18年9月に改めて環境宣言を行い、環境基本計画を見直し、豊かな水や緑の自然環境と共生しながら、本市独特の歴史文化に新しい市民文化を創造・発展させ、次の世代に引き継ぐために新「富岡市環境基本計画」を策定いたしました。

* 地球温暖化：二酸化炭素、メタン、フロンなど温室効果ガスの排出量が増加することにより、地球全体の平均気温が上昇する恐れがあると考えられている。

2 . 富岡市の概況と環境の将来像

本市は、群馬県の南西部に位置し、周囲は安中市、下仁田町、甘楽町、吉井町と接しています。東京から約100kmの距離にあり、前橋市及び高崎市とは20～30kmの距離にあります。

気象は年間の平均気温が14℃前後、年間降水量は1,100mm前後で、年200日以上が晴天となっており、災害も少なく居住に適していると言えます。

市の東は関東平野に続く平坦地で、西には上毛三山の一つである標高1,104mの妙義山、南には標高1,370mの稻含山、北は小高い丘陵地帯であり、中央部を鐺川とその支流高田川が流れ、その流域に耕地が開け市街地を形成しております。

大塩湖、丹生湖といった水辺環境、谷津田^{やつだ}や溜池^{たらいけ}の分布する里山^{りさん}や山林などに恵まれており、これらの豊かな自然には様々な生物が棲んでいます。

また、本市は、旧官営富岡製糸場や妙義神社、貫前神社、中高瀬観音山遺跡などに代表されるように多くの史跡や文化財もあり、独特の風土と文化が育まれてきた歴史のまちでもあります。

このような地域特性と課題及び富岡市環境基本条例を踏まえ、富岡市の環境の将来像を以下のように定めます。

将来像：

豊かな自然と歴史を育む 生命力^{いのち}みなぎる 鐺^{かぶら}の地 とみおか

～人と自然が共生する都市をめざして～

里山：人間の集落や田畑、溜池、雑木林などからなる低山地や丘陵地のこと。古くから生活の糧を得る場として管理されてきた。多様な生物の宝庫としても重要視されている。

3 . 基本理念

本市の環境の将来像を実現するため、以下の4つの理念を掲げ、総合的な環境づくりを推進します。

1 . 豊かで特色ある自然と歴史文化環境を守り・育み・活かす

本市には、里山をはじめとする豊かな森林環境、鑄川や高田川といった数多くの河川や大塩湖、丹生湖などの湖沼、溜池等豊かな水辺環境があります。このような豊かな自然環境の中で、国や群馬県のレッドデータブック^{*}に掲載されているような、現在では珍しくなってしまった動植物種がいまだ多数生息しています。

しかし、現在里山は荒廃しつつあり、河川は水量の減少や水質の悪化などが心配される状況になってきています。水と緑に恵まれた本市においても、祖先から受け継がれてきた素晴らしい自然環境を子や孫の世代に引き継いでいくことが可能かどうかは危ぶまれる状況にあるといっても過言ではありません。したがって、本市が内外に誇る自然を守り、育み、活かしていく必要があります。

また、本市には、旧官営富岡製糸場や妙義神社、貫前神社、中高瀬観音山遺跡をはじめとし、内外に誇ることでできる史跡や文化財等多くの歴史文化的遺産が存在します。これらの遺産もまた、連綿と続く歴史の中で受け継がれてきた大切な資源であり、周辺の自然環境と一体のものとして保全・活用する必要があります。

2 . 循環型の暮らしと経済のシステムを創る

持続可能な発展のためには、循環型の社会システムを創ることが重要です。このため、できる限り自然のものを使ったり、生ゴミや落ち葉などを土に還したり、降った雨を地下に戻すことなどが必要となります。

これらの物質循環は微妙な自然バランスの上に成り立っていたものですが、私たち人間の活動がこのバランスを崩し始めてしまっています。したがって、限りある資源を使って作られたものをすぐに捨てず何度も利用することや、化石燃料（石油や天然ガスなど）ばかりに頼らず太陽や水などの自然エネルギーを利用することも大切です。

こうした物質循環を基調とした暮らしと経済のシステムを形成していく必要があります。

3 . 安心で安全な生活を構築する

各種の有害物質や、騒音、悪臭などは、快適な日常生活の妨げとなるばかりでなく、私たちの健康を害する恐れがあります。

このため、市民が安心で安全な生活を送ることができるよう、各種環境基準の達成や日々の暮らしに関わる環境保全策に取り組む必要があります。

^{*} レッドデータブック：絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、その分布や生息状況などをまとめた報告書のこと。

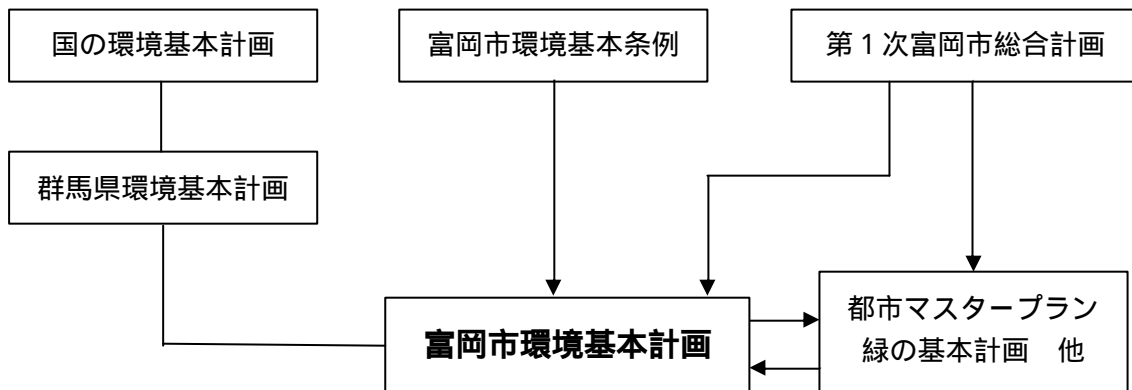
4. 豊富な人材の環を結び、市民が主体の環境行動を起こす

本市には、環境に関する高度な知識や豊富な経験を持つ人々、団体が数多く存在することから、これらの人々や団体のネットワーク化を図り、本市における各種環境対策に係る活動を主体的に担っていただけるような仕組みを創る必要があります。

4. 計画の位置づけ

本計画は、富岡市環境基本条例第8条に基づき、第1次富岡市総合計画に掲げる大綱別計画の一つである「豊かな自然に囲まれた暮らしやすさを誇れるまち」の実現を図るため、富岡市における環境行政に係る各種施策を総合的かつ体系的に示すものです。

また、計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民や事業者といったそれぞれの主体が環境に対して配慮すべき指針や行動すべき指針を明らかにしています。



5. 計画の対象

計画の対象地域は、富岡市全域とします。

計画の対象範囲は、私たちの身近な環境や地球環境の保全・育成・活用に寄与するため、本市における市民・事業者・行政の取り組みに加え、周辺町村等との広域的な連携を含むものとします。

6. 計画の期間

本計画の対象期間は平成14年度から平成23年度とします。（平成19年見直し）

本計画は、社会・経済情勢の変化や科学技術等の向上、事業の進捗に応じ、適宜見直しを行うものとします。

また、見直しにあたっては、国や県等における関連計画との整合を図ります。

基本施策

1. 豊かで特色ある自然と歴史文化環境を守り・育み・活かす

基本方針

水源かん養など、多面的機能を有する森林の保全に努めるとともに、本市の貴重な自然資源である里山の保全・回復を図ります。

河川や湖沼などの水辺環境については、水質・水量の回復に努めるとともに、市民の憩いの場として親しまれるよう整備を図ります。

動植物や昆虫類等の生態系の保全を図ります。

農地や緑地などの保全・活用を図ります。

本市が内外に誇る歴史・文化財の保護に努めるとともに、史跡周辺の環境の保全を図ります。また、これらを周回できるようネットワーク化を図ります。

基本施策

1) 森林・里山の保全・回復

【森林の保全】

水源かん養¹や災害の防止など、森林の公益的機能や風致を保全するため、市有林の維持管理を推進します。

国有林や県有林について、適切な維持管理を継続するよう国や県に働きかけます。

森林の持つ多面的機能について、市民や事業者への意識啓発に努めます。

富岡市水源かん養基金条例にもとづき、水源かん養林や保安林の拡大のため、基金のさらなる充実に努めます。

【里山の保全・回復】

クヌギ・コナラ群などの植生、溜池及び谷津田の保全・回復を図ります。

ドングリの収集・苗の育成・里山への植え付けなど、市民によるクヌギ・コナラ群の育成活動を支援します。

里山の植生を乱す竹林・^{しの}櫨・^{くさ}葛等の伐採を促進します。

市内の里山にある溜池について、分布・水量等の現状を調査します。

里山に流れる小川や水路の整備・改修にあたっては、自然環境や景観に配慮します。

¹ 水源かん養：雨水を土壌に浸透させ、保水すること。水源かん養林は、雨水を土壌に吸収して水源を確保するとともに、水流が一時に河川に集注して洪水を起こすことを防ぐ機能を持ち、一般的に保安林として指定される。

溜池に流入する小川や水路の水質浄化を図るため、竹炭などを活用した水質保全を試みます。

都市住民を対象とした田植えや稲刈り体験などを実施し、農業や里山保全に対する意識啓発に努めます。(田植えや稲刈り体験+収穫した米を宅配する制度の創設など。)

里山の生産性を回復するため、クヌギ・コナラを使用するシイタケ栽培の振興や農業の複合経営の促進に努めます。

【副産物の活用】

現在行っている間伐材^{*}の活用をより一層推進するとともに、新たな活用方策について調査・研究します。

間伐材を活用した製品の製造・流通・販売を促進するため、製造者や販売業者の育成に努めるとともに、間伐材活用製品のPRを推進し、販路の拡大に努めます。

里山から伐採した竹・篠・葛等を有効に活用するため、竹製品等(竹炭、竹酢、容器、園芸用品、等々)の製造を促進するとともに、製造品のPRを推進し、販路拡大に努めます。

市民の役割

森林や里山を守る活動への参加・協力を努める。

間伐材や竹・篠・葛などを活用した製品の利用に努める。

森林や里山に親しむとともに、レクリエーション活動等の際には自然環境を壊さないよう努める。

森林や里山にゴミを捨てない。

事業者の役割

森林の多面的機能や里山の重要性について理解し、事業活動に反映するよう努める。

間伐材や竹・篠・葛などを活用した製品の開発・製造・販売に努める。

間伐材や竹・篠・葛などを活用した製品の利用に努める。

森林や里山にゴミを捨てない。

^{*} 間伐材：山林の立木密度を少なくし林木の発育を助けるため伐採された木を活用した材木。

手入れが必要な里山

里山はかつて、食糧や薪など人間の生活に必要なものを生み出す重要な場所であり、長い間、人の手によって大切に管理されてきました。

しかし、私たちの生活が里山の恵みに頼らなくなってきたことなどから、次第に里山の管理は行われなくなってしまいました。このため竹や篠、葛がはびこり、クヌギやコナラなどの広葉樹を主体とした樹林地に、多くの生き物が住んでいましたが、里山の荒廃とともに、その姿は失われつつあります。

富岡市の里山には、群馬県レッドデータブックに取り上げられるような貴重な生き物が住んでいます。また、里山はその土壤に雨水を蓄え、少しずつ水を川に流し（保水機能）、身近な自然として、私たちを癒し、楽しませてくれるなど、様々な役割を果たしています。

里山の手入れには多くの人の手が必要です。里山の自然や生き物は、私たちの参加と行動を待っているのではないのでしょうか。

竹がはびこってしまった里山



竹の切り出し



竹を切り出した後の里山



里山を整備した後に水量が増えたため池



2) 河川・湖沼の保全・回復

【**鍋川・高田川・市内中小河川における水質・水量の回復**】

公共用水域における水質調査を引き続き実施します。

富岡市水道水源保護条例の適切な運用に努めるとともに、水源の確保について調査・研究します。

鍋川、高田川及び市内中小河川における自然浄化能力を向上させる方策や水量を回復する方策について調査・研究します。

【**河川美化の推進**】

市民参加による河川清掃活動を促進するとともに、河川へのゴミ投棄防止に対する意識啓発に努めます。

【**遊べる川の復元**】

鍋川、高田川及び市内中小河川の護岸については、自然環境や景観に配慮したものを基本とするよう国や県、関係機関に働きかけます。

市内を流れる河川を市民の憩いの場や遊び場として親しまれるものとするよう、市民と行政の協働による整備計画の作成や整備作業ができるような仕組みづくりに努めます。

【**貴重な地層露出箇所の保全**】

学術上あるいは景観上、貴重とされる地層露出箇所の保全策について調査・研究します。

【**大塩湖・丹生湖の保全**】

大塩湖及び丹生湖における湖水の水質調査を実施するとともに、水質浄化に努めます。

釣り・ボート遊びなどに訪れる観光客や市民に対し、湖の環境保全についての意識啓発に努めます。

市民の役割

河川清掃など水辺を守る活動への参加・協力に努める。

河川や湖沼に親しむとともに、レクリエーション活動等の際には自然環境を壊さないよう努める。

河川や湖沼にゴミを捨てない。

事業者の役割

市民や行政の取り組みに対し協力する。

河川や湖沼にゴミを捨てない。

3) 動植物・昆虫類等の保全

群馬県レッドデータブックに記載されているような希少種が生息する地域の保全に努めます。

ブラックバスやブルーギル等外来魚の放流防止に対する意識啓発に努めます。

生態系を乱すような生物種(外来種等)が混入している場合は、これらの種の排除に努めます。

動植物・昆虫類等の保全を図るため、河川、湖沼及び溜池の水質改善(汚濁負担の軽減や水質浄化)及び水量確保に努めます。

市内の多様な生態系について調査・研究に努めます。

市民による動植物・昆虫類等の育成環境の保全活動を支援します。

鳥獣保護区の適切な維持・監視を県に要請します。

市民の役割

野生生物やその生息環境を守る活動への参加・協力を努める。

希少種とされている生物を捕らない。

生態系を乱す外来種等を持ち込まない。

事業者の役割

事業活動にあたっては、野生生物やその生息環境を壊さないよう配慮する。

富岡市の生き物

富岡市には多くの生き物が住んでおり、中には群馬県レッドデータブックに記載されるような貴重な種(希少種)もいます。

富岡市に生息している生物の例

植物

ニリンソウ、カタクリ、キンラン、キンモウワラビ

動物

サワガニ、コガネグモ
キリギリス、スズムシ、マツムシ、タガメ、ゲンゴロウ、ヒグラシ、ミンミンゼミ
オオムラサキ、ハンミョウ、ゲンジボタル
カジカ、モツゴ(クチボソ)、オイカワ、コイ、キンブナ、ドジョウ、タナゴ、メダカ
イモリ、カジカガエル、トウキョウダルマガエル(トノサマガエル)、アオダイショウ
キジバト、カッコウ、カワセミ、ヒバリ、ツバメ、オオヨシキリ、スズメ、ムクドリ、オナガ
ノウサギ、ニホンリス

は群馬県レッドデータブックに記載されている希少種

4) 農地・緑地等の保全・活用

優良農地の保全に努めます。

休耕田・耕作放棄地等を、市民農園や都市住民との交流農園等として利用できる
よう検討し、有効活用を図ります。

農地が持つ多面的機能¹⁾について、市民への意識啓発に努めます。

本市を特徴づける屋敷林である檜ぐね²⁾を保全・育成するため、保存樹の指定や普
及方策について検討します。

沿道、住宅地、事業所敷地内における緑化を促進します。

植樹祭、ガーデニングコンテストなどの各種イベントを開催し、緑化に関する意
識の啓発に努めます。

「富岡市緑の基本計画」に基づき緑地の保全・創出を図ります。

市民の役割

市民農園を利用するなどして農業と親しみ、理解を深めるよう努める。
檜ぐねや生け垣、花壇等をつくり、身近な地域の緑化に努める。

事業者の役割

優良農地の保全や遊休農地の有効活用に協力する。
事業所敷地内の緑化に努める。

¹⁾ 農地の多面的機能：保水や水質浄化、生態系の保全等のこと。

²⁾ 檜ぐね：俗に「空っ風」と呼ばれる北西の季節風から家屋を守るため、住宅の周囲、特に北側から西側にかけてシラカシを
植え刈り込んだもの。独特の風習として現在も市内各地に残されている。

5) 歴史・文化財とその周辺の保全

旧官営富岡製糸場、妙義神社、貫前神社や中高瀬観音山遺跡など、市内各地の歴史的建築物や史跡の保護に努めます。

歴史的建築物や史跡周辺の緑地（鎮守の森など）等については、施設と一体となった保全を図ります。

市内の歴史遺産や文化施設について、案内板などを整備し、史跡巡りのネットワーク化を図ります。

市内各地域の名木・大木の保全を図ります。

市民の役割

歴史文化遺産を守る活動への参加・協力を努める。

地域の習慣や文化を守り伝えるよう努める。

事業者の役割

歴史文化遺産の保全に協力する。

富岡市の名木・大木



6) その他

里山保全条例等、森林・里山や水辺を保全するための制度について調査・研究します。

森林、里山、河川及び湖沼等へのゴミの不法投棄を防止するため、関係機関・団体、市民、ボランティア、所有者及び管理者等との密接な連携を図り、監視体制の構築に努めます。

市民の役割

富岡市の環境に関わる各種制度について学ぶよう努める。

事業者の役割

自然環境保全に関する市民や行政の取り組みに協力する。

2. 循環型の暮らしと経済のシステムを創る

基本方針

土、水、資源及びエネルギーの循環システムの構築を図ります。
産業振興策と連携した循環システムの構築を図ります。

基本施策

1) 土の循環システムの構築

【生ゴミの堆肥化の推進】

家庭等における生ゴミの堆肥化を促進するため、生ゴミ減量化器具や生ゴミ処理機の普及に努めます。

家庭等における庭木の^{剪定}による枝葉や草花等の堆肥化を促進します。

飲食店や学校給食、事業所、家庭から出る生ゴミ等を処理するための方策について調査・研究します。

【堆肥利用の促進】

市民農園や学校の花壇、街路樹や公園、各種施設の緑化において、生ゴミ等から作った堆肥の利用を促進します。

農家や農協に生ゴミ等から作った堆肥の利用に対する理解と協力を求めます。

【有機農業者の育成】

農協や関係機関との連携のもと、化学肥料や農薬の使用を極力減らす農法の普及に努めます。

エコファーマー¹認定を望む農家に対し、関連する情報を提供します。

市民の役割

家庭における生ゴミなどは堆肥化等に心がけ、地域ごとに処理するように努める。

庭やベランダの花壇等には生ゴミ等から作った堆肥の利用に努める。

有機農法等の環境保全型農業による農産物の利用に努める。

¹ エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称名。認定を受けると、農業改良資金（環境保全型農業導入資金）の貸付に関する特例や、農業機械の導入に係る課税（所得税・法人税）に関する特例などの支援措置がある。

事業者の役割

生ゴミなどは堆肥化等に心がけ、事業所ごとに処理するように努める。

敷地内の植栽等には生ゴミ等から作った堆肥の利用に努める。

有機農法等の環境保全型農業による農業生産に努める。

有機農法等の環境保全型農業による農産物の利用に努める。

富岡市の生ゴミ堆肥化支援

富岡市では生ゴミ処理機の無償貸与を行っています。平成 18 年度までに計 2,080 基の生ゴミ処理機が貸し出されました。

また、平成 11 年からは生ゴミ処理機等購入費助成事業もを行っています。平成 18 年度までの実績は 655 基でした。

2) 水の循環システムの構築

【雨水貯留・地下浸透の推進】

公園、公共施設、歩道等公共用地における雨水浸透施設（浸透枮、浸透性舗装等）の設置を推進します。

新たな開発事業に対して雨水浸透施設の設置を求めよう努めます。

住宅や事業所における雨水浸透施設、雨水貯留タンク（雨樋からの雨水を溜めておき、庭の散水や洗車などに使用できるようにするタンク）の設置を促進するため、市民や事業者への意識啓発に努めます。

【節水の促進】

節水に対する意識啓発に努めます。

【広域的な水循環への取り組みの推進】

流域圏の自治体との連携のもと、森林の保水力の向上など、広域的な水資源の確保と水循環の改善を図ります。

市民の役割

雨水を土に還すよう努める。

雨水の有効利用に努める。

節水に努める。

事業者の役割

雨水浸透施設の設置に努める。

雨水の有効利用に努める。

節水に努める。

3) 資源の循環システムの構築

【資源化センターの活用】

資源化センターの有効活用を図るため、資源化処理品目の拡大について調査・研究します。

廃棄物の減量や再資源化を図るための情報を提供し、市民や事業者への意識啓発に努めます。

効率的なゴミ収集・運搬体制の整備を推進します。

【リサイクルの促進】

不用品交換会やフリーマーケットなどを開催し、各種リサイクル活動を推進します。

ゴミの分別収集についての情報を提供し、市民や事業者への意識啓発に努めます。

【環境に配慮した消費行動の促進】

過剰包装を避けるよう、市民や事業者へ呼びかけます。

商品の購入にあたっては環境配慮商品^{*}を選択するよう、その情報を提供し、市民や事業者への意識啓発に努めます。

買い物の際はマイバッグ等を利用するようPRを行い、市民への意識啓発に努めます。

環境家計簿の活用方法や効果に関する情報提供に努め、その普及を図ります。

市民の役割

ゴミの減量化、資源化に協力する。

マイバッグ等の利用に努める。

環境家計簿の活用に努める。

商品の購入にあたっては環境配慮商品を選択するよう努める。

事業者の役割

ゴミの減量化や資源化に配慮した製品開発や事業活動の展開に努める。

^{*} 環境配慮商品：再生品や省エネルギー機器など、環境負荷の少ない商品。

4) エネルギーの循環システムの構築

【太陽光発電・太陽熱利用の普及促進】

公園や公民館、街路灯等、公共施設における太陽電池や太陽熱の利用を推進します。
住宅や事業所における太陽電池や太陽熱の利用方法に関する情報提供を行い、普及を促進します。

【その他自然エネルギー利用の普及促進】

水力・風力発電など、本地域が有する自然エネルギーの利用可能性について調査・研究します。

環境共生住宅の普及及び建設を促進します。

【バイオマスの開発とその利用・普及促進】

バイオマス¹を利用したエネルギー技術の開発とその普及促進を図ります。特に、本地域の豊富な森林資源を活用したバイオマスの開発に努めます。

市民の役割

自然エネルギーを利用した製品の利用に努める。

事業者の役割

自然エネルギーを利用した施設の整備に努める。

富岡市のエネルギー使用

富岡市におけるエネルギー使用の代表例として電気使用量の推移を見ると、平成2年から平成12年まで増え続け、平成13年には減少したが、その後も増えており、今後も電気をはじめとするエネルギー使用量は増え続けると考えられますので、できる限り自然の力を利用したクリーンなエネルギー源を選択していくことが大切です。

¹ バイオマス：生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼んでいます。

5) 産業・経済活動における循環システムの構築

【自然・有機食品の製品化と自然素材を活用した包装材の開発】

葛を活用した健康食品等の開発、製品化を促進するとともに、そのPRに努め、販路拡大を図ります。

自然素材（木の葉、笹の葉、竹の皮、間伐材利用の経木、等々）を活用した各種の包装材や容器の開発を推進し、その活用を図ります。

【環境産業の育成支援】

環境産業（環境ビジネス）に関する情報提供や相談体制を整備し、育成を支援します。

【エコマネーの導入検討】

エコマネー^{*}について調査・研究し、導入の可能性について検討します。

【エコショップ・環境マイスター登録制度の創設】

「エコショップ」（環境に配慮した営業活動を行う商業者）の登録制度を設け、普及に努めます。

「環境マイスター」（環境に配慮した生産活動を行う事業者）の登録制度を設け、普及に努めます。

市民の役割

エコショップや環境マイスターなど、環境に配慮した活動を行っている商店や事業者の利用に努める。

事業者の役割

環境に配慮した事業活動に努め、エコショップや環境マイスターへの登録などにもできる限り参加・協力する。

ISO14000 シリーズの取得について、積極的に検討する。

6) その他

リサイクル推進条例やアイドリング・ストップ^{**}条例など、ゴミの減量化や資源の循環・有効利用、大気循環等に関する制度のあり方について、調査・研究を推進します。

^{*} エコマネー：ある限定された地域内の特定の分野のみで流通する地域通貨のこと。リサイクルなどの環境分野だけではなく、福祉や地域活性などの分野でも活用されている。

^{**} アイドリング・ストップ：信号待ちや停車時に自動車のエンジンを切ること。

3 . 安心で安全な生活を構築する

基本方針

大気汚染や水質汚濁などに関する測定体制を充実させるとともに、環境基準の達成に努めます。

緑化など快適な都市環境づくりについて、適切な情報提供を行い、市民や事業者への意識啓発に努めます。

地球規模の環境保護への貢献に努めます。

基本施策

1) 大気

自動車の運転の際に、急発進・急加速をやめ、アイドリングストップを行うなど、経済運転を促進します。

市が所有する公用車に関しては、天然ガス自動車等の低燃費車・低公害車の導入を推進します。

市民や事業者に対し、ハイブリッド車や電気自動車などの低公害車や低燃費車についての情報を提供し、これらの普及促進と意識啓発に努めます。

市民や事業者に対し、極力、自動車の使用抑制を呼びかけるとともに、自転車や電車・乗り合いタクシー等の利用を促進します。

野外焼却の防止について指導を強化し、市民に対する意識啓発に努めます。

事業所からの排出ガスについて、監視・指導を行います。

市民の役割

自動車の経済運転や、低燃費車・低公害車への切り替えに努める。

自転車や電車・乗り合いタクシー等の利用に努める。

野外焼却をしない。

事業者の役割

自動車の経済運転や、低燃費車・低公害車への切り替えに努める

自転車や電車・乗り合いタクシー等の利用に努める。

各種法令の排出基準を遵守する。

野外焼却をしない。

富岡市における大気の状態

富岡市の大気測定地点において、平成 17 年に環境基準を達成できなかった項目は、光化学オキシダントの 1 項目でした。

光化学オキシダント：工場や自動車などから排出された窒素酸化物等が太陽からの紫外線によって変質したもので、大気中の濃度が高いと目や呼吸器等が痛くなるなどの影響があります。

一般環境大気項目の環境基準値と達成状況

項目	環境基準値	基準達成
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	×
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	

自動車排気ガス項目の環境基準値と達成状況

項目	環境基準値	基準達成
窒素酸化物 (二酸化窒素)	1 時間値の 1 日平均が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	
非メタン炭化水素	午前 6～9 時の 3 時間平均値が 0.20～0.31ppmC の範囲 * (ppmC とは炭素原子数を基準として表した ppm 値)	

資料：群馬県環境白書



2) 水質

公共用水域における水質調査を引き続き実施します。

生活雑排水の処理について、適切な情報提供を行い、市民や事業者への意識啓発に努めます。

公共下水道の整備を推進します。

下水道整備区域内、既設農業集落排水区域内においては、未接続の建物所有者に対する接続を促進します。

下水道整備区域外、農業集落排水区域外においては合併浄化槽の設置や既存単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進します。

家畜排せつ物処理施設に対する融資や補助に関する情報提供を行い、農家等における家畜排せつ物処理施設の整備を促進します。

事業所からの排水について、監視・指導を行います。

ゴルフ場等に対する協定を継続し、排水規制遵守の徹底について指導します。

飲食店等における油水分離槽の設置や清掃管理の徹底について指導します。

市民の役割

下水道整備区域内においては、公共下水道への接続を行う。

農業集落排水区域内においては、農業集落排水への接続を行う。

下水道整備区域外、農業集落排水区域外においては、合併浄化槽の設置や単独浄化槽から合併浄化槽へ切り替えるよう努める。

事業者の役割

各種法令の排出基準を遵守する。

富岡市の河川の水質

平成17年度中に富岡市の水質測定地点（7箇所）において、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）、DO（溶存酸素）、大腸菌群数の5項目を、のべ52回測定しました。この5項目における「生活環境の保全に関する環境基準」の達成状況は、pH（水素イオン濃度）は3回基準超過、BOD（生物学的酸素要求量）は26回基準超過、SS（浮遊物質量）は2回基準超過、DO（溶存酸素）は3回基準超過、大腸菌群数については1度も環境基準を達成できなかったという状況です。

pH： 水素イオン濃度。水質の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、7.0が中性で数値が低いと酸性、高いとアルカリ性を表します。

BOD： 水中にある有機物（汚れ）を微生物が分解（浄化）するのに必要な酸素の量で、この数字が大きいほど、水が汚れていることを示します。

SS： 浮遊物質量。水中に浮遊する物質の量をいい、数値が大きいほど水質汚濁が著しい。

DO： 溶存酸素。水の自浄作用や水生生物の生存に必要なとされる酸素が水中に溶けている量で、数値が小さいほど水質汚濁が著しい。

大腸菌群： 大腸菌及び大腸菌と極めてよく似た性質を持つ細菌の総称。大腸菌群自体は、普通病原性はありませんが、大腸菌群が多数検出されることは、その水はし尿による汚染を受け、赤痢菌やサルモネラ菌などの病原性細菌によって汚染されている恐れがあります。

富岡市における「生活環境の保全に関する環境基準」の達成状況

項目	環境基準値	基準達成	項目	環境基準値	基準達成
水素イオン濃度（pH）	pH6.5以上	49/52	浮遊物質量（SS）	25mg/l以下	50/52
	8.5以下	(94%)		(A類型)	(96%)
生物学的酸素要求量（BOD）	2mg/l以下	26/52	溶存酸素（DO）	7.5mg/l以上	49/52
			(50%)	大腸菌群数	1,000MPN/100ml以下
				(A類型)	(94%)
					(0%)



3) 騒音・振動

道路舗装について、市道の低騒音型舗装への切り替えに努めるとともに、国道や県道についても、国や県に要請します。

高速道路に防音壁や騒音緩衝帯を設置するよう、関係機関に要請します。

屋敷林・櫨ぐね等の住宅敷地内緑化を促進します。

住工混在を解消するための方策について検討し、中小工場等の移転及び集約化を促進します。

事業所からの騒音・振動について、監視・指導を行います。

市民の役割

日常生活に伴う騒音の発生防止に努める。

屋敷林・櫨ぐね等の住宅敷地内緑化に努める。

事業者の役割

工業団地への移転に協力するよう努める。

事業活動に伴う騒音・振動に関し、関連法令等を遵守する。

富岡市における騒音の状況

富岡市の騒音の状況を見ますと、道路に面する地域以外では環境基準を達成していますが、国道や高速自動車道沿いでは、環境基準を達成できていない場所があります。

富岡市における騒音測定地点



4) 悪臭

市民に対し、日常生活に伴う悪臭の原因について情報を提供し、意識啓発に努めます。

事業者に対し、工場等の悪臭対策に対する融資や補助などに関する情報を提供し、その整備を促進します。

住工混在を解消するための方策について検討し、中小工場等の移転及び集約化を促進します。

事業所からの悪臭について、啓発・指導を行います。

市民の役割

ゴミの扱いや浄化槽の管理などをきちんと行い、悪臭の防止に努める。

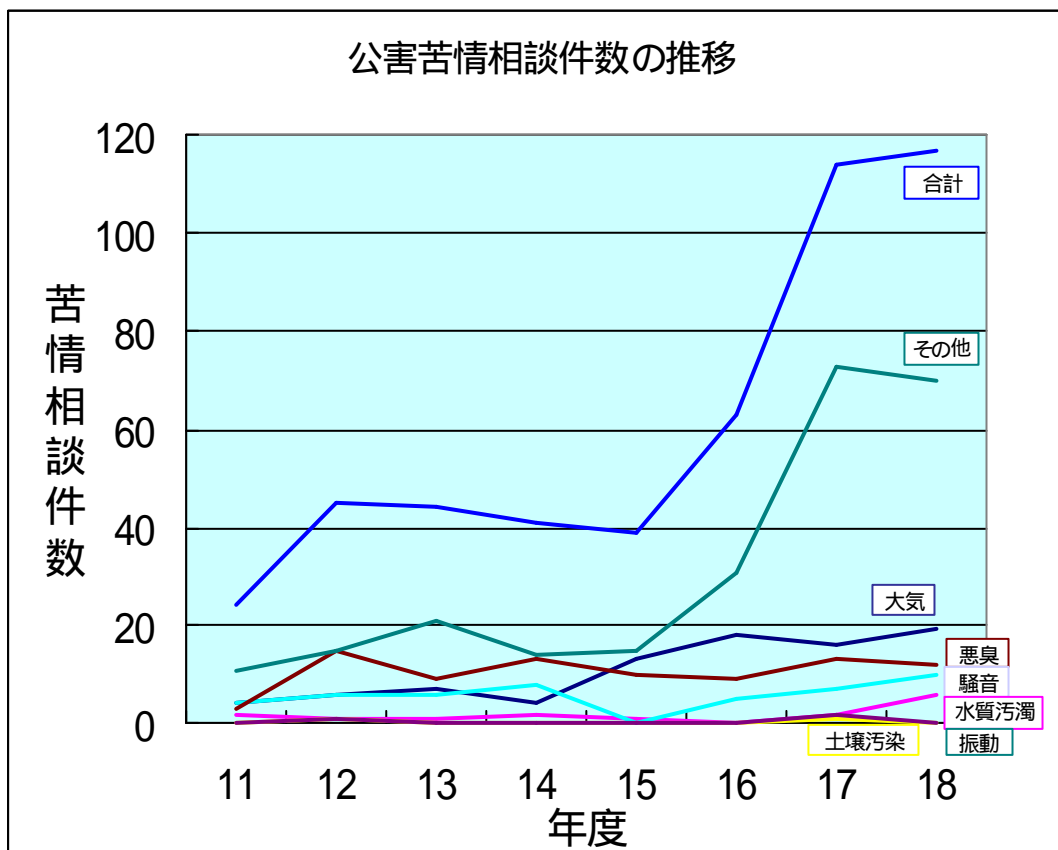
事業者の役割

脱臭施設等の整備を行い、悪臭対策に努める。

工業団地への移転に協力するよう努める。

富岡市における公害苦情件数の推移

富岡市の公害苦情件数は増加傾向にあります。特に「その他」の項目の中で、雑草、立木害虫等土地や建物の管理に関する苦情が増えており、原因として農業後継者がいない場合の遊休農地や核家族化による空き屋の増加等が考えられており、公害苦情増加の最大要因となっている。



5) 快適な都市環境の形成

自転車利用者や歩行者が、安全に安心して通行できるよう、自転車道や歩道の整備を推進します。

身近な公園の整備や市街地内緑化を図り、快適な都市環境の形成を図ります。

市街地、森林、里山、河川、湖沼などにおける環境美化に努めるとともに、市民の主体的な清掃活動等を促進します。

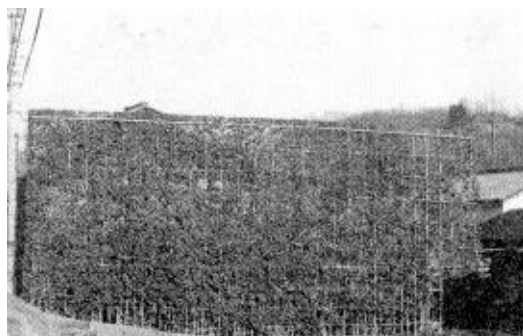
市民の役割

沿道緑化や身近な地域の清掃など地域活動への参加・協力を努める。
ゴミを捨てない。

事業者の役割

沿道緑化や身近な地域の清掃など地域活動への参加・協力を努める。
ゴミを捨てない。

西毛地域独特の景観を醸し出す檜ぐね
(シラカシを植え刈り込んだ防風林)
このような景観の保全と創出を大切にしたい。



6) 地球環境保護への貢献

エアコン、冷蔵庫及び自動車などの廃棄物から漏れ出すフロンの回収徹底を促進します。

温室効果ガス対策のため、行政が率先して実行すべき事項を定めた「富岡市地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出量削減に努めます。

市民の役割

フロンの回収に協力する。
省エネルギーに努める。

事業者の役割

フロンの回収に協力する。
省エネルギーに努める。

4 . 豊富な人材の環を結び、市民が主体の環境行動を起こす

基本方針

豊富な人材や団体への協力を要請するとともに、さらなる発掘・育成に努め、これらの人材や団体が主体的に活躍できる場づくりを図ります。

豊富な人材や団体への活動支援を行うとともに、これらの人材や団体を結び、市内外のネットワーク形成を図ります。

基本施策

1) 人材の活用

【市内の人材の発掘・育成・活用】

環境に係る事業の推進にあたっては、環境に関する知見を有する市内の人材に協力を要請するとともに、それらの人々が活動する場づくりと相互のネットワーク形成を支援します。

環境に関する知見を有する人材のさらなる発掘・育成に努めます。

市民の環境に関する学習を支援するため、生涯学習における課目やセミナーなどの充実を図ります。

森林、里山、河川及び湖沼の保全や動植物の保護など、自然環境の保全に関するボランティア団体の育成を図ります。

環境保全等の活動を行う市民ボランティア団体に対し、活動支援のための各種制度創設や関連団体・機関などに関する情報提供等を行います。

環境に関する様々な能力や特技・知見を有する市民を、「富岡市生涯学習達人バンク」に登録し、生涯学習や学校の環境教育などにおける指導者的役割を発揮していただくための場づくりやシステムづくりを図ります。

【各種ボランティア団体の設立】

市内で活動している環境関連の各種ボランティア団体と連携を図り、新たなボランティア団体の設立を促進します。

【市外の人材の活用】

群馬県環境アドバイザー、自然史博物館職員といった県内の専門家の活用は勿論のこと、県外の人材や各種団体に対しても、若い人々の育成や生涯学習指導等の場における協力を求めます。

ワークショップの様子



市民の役割

環境保全に関する活動への参加・協力を努める。

事業者の役割

環境保全に関する活動への参加・協力を努める。

2) ネットワークの形成

【市内のネットワーク】

市内の児童・生徒・学生、事業者、各種団体などに対し、環境関連活動への参加を促進します。

こどもエコクラブの活動継続化を図るとともに、中学生や高校生も参加することのできるような仕組みづくりに努めます。

【広域的なネットワーク】

市外に在住する群馬県環境アドバイザーとの連携を図ります。

上州漁協富岡支部や鐺川東部森林組合など、広域圏を含む各種団体との連携を図ります。

県内外の大学生等に対し、本市における環境関連活動への参加を呼びかけます。

首都近郊住民に対し、本市における環境関連活動や市民農園、農業体験、交流体験などへの参加を、広く働きかけます。

市民の役割

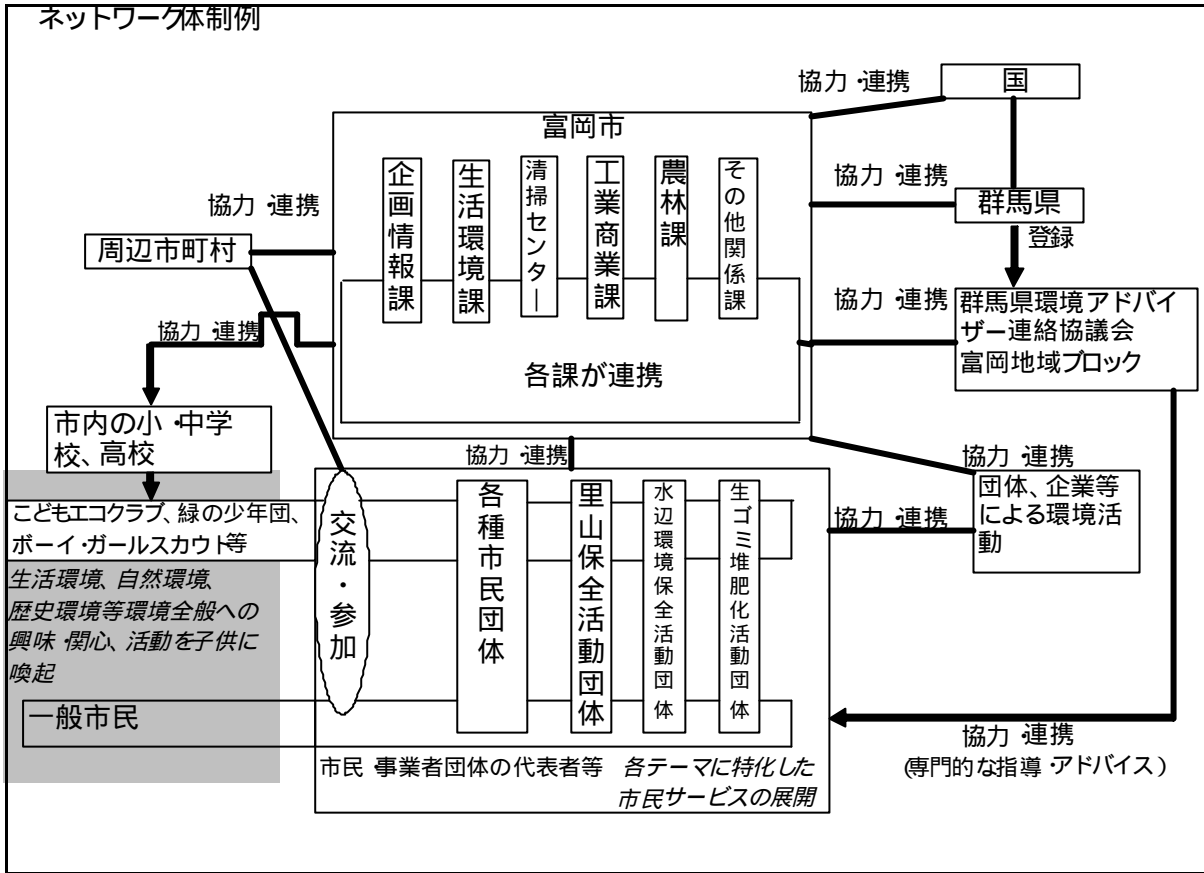
市内外の環境保全活動に関心を持ち、活動への参加・協力を努める。

事業者の役割

市内外の環境保全活動への参加・協力を努める。

こどもエコクラブ：環境省が行っている、地域で環境保全活動を行う小・中学生のグループの登録制度。
環境省こどもエコクラブホームページ <http://www.env.go.jp/kids/ecoclub/>

ネットワーク体制例



3) 環境教育・環境学習の推進

【環境教育の推進】

学校教育や生涯学習における環境教育の推進にあたっては、「富岡市生涯学習達人バンク」制度の有効活用に努めます。

市民や事業者、各種団体、関係機関と連携し、様々な環境教育プログラムの開発を推進します。

既に行われている環境教育施設（学校ビオトープなど）の整備を推進します。

環境教育における学校間の連携の強化に努めます。

こどもエコクラブの結成を促進します。

【環境学習の推進】

環境に関する講習会やセミナーなどを開催します。

富岡市環境基本条例の周知に努めます。

市民の役割

家庭における環境教育・環境学習に努める。

学校における環境教育への協力を努める。

環境に関する講習会などに参加し知識を深める。

事業者の役割

市民や行政の環境教育・環境学習への協力を努める。

自然観察会の様子（ワークショップより）



川の生き物を調べている様子



里山の昆虫を調べている様子

・ビオトープ：ドイツ語の bio（生物）と top（場所）との合成語であり、共同体としての野生生物が持続的に生息できる最小空間単位を指す。ビオトープには、生物生息地域を保全するものと、新たに当該地域を創造あるいは復元するものがあり、いずれも自然環境や生態系の保全・回復、環境教育の場の提供などが期待される。

こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、環境省が行っている小・中学生を対象とした環境活動クラブです。

【活動内容】

エコロジカルあくしょん

生き物調査やリサイクル活動など、環境に関する自主活動です。

エコロジカルとれーにんぐ

毎日の生活の中で地球や環境のことを楽しく考えるプログラムです。

【クラブ同士の交流】(エコロジカルこみゅにけーしょん)

手紙、電子メール、お互いの訪問などでの交流を深め、活動の幅を広げることができます。

【こどもエコクラブの会員になるには】

数人～20人程度の仲間を集めます。

「市区町村こどもエコクラブ事務局(市区町村の環境担当課)」と連絡をとってもらって代表サポーター(大人)を決めます。

事務局にクラブの名称、メンバー、活動内容などを登録します。(入会金、会費は無料)

【会員になると】

登録した会員には、メンバーバッジ、会員手帳の他、隔月で発行しているJECニュースが無料で配られます。(JEC: Junior Eco-Club)

【全国のなかまたち】

全国で4,819クラブ、137,532人の小・中学生が登録・活動しました。(平成18年度)

4) その他

環境ボランティア支援等、市民の環境関連活動に関する支援のあり方について調査・研究します。

重点項目

1 . 里山の保全

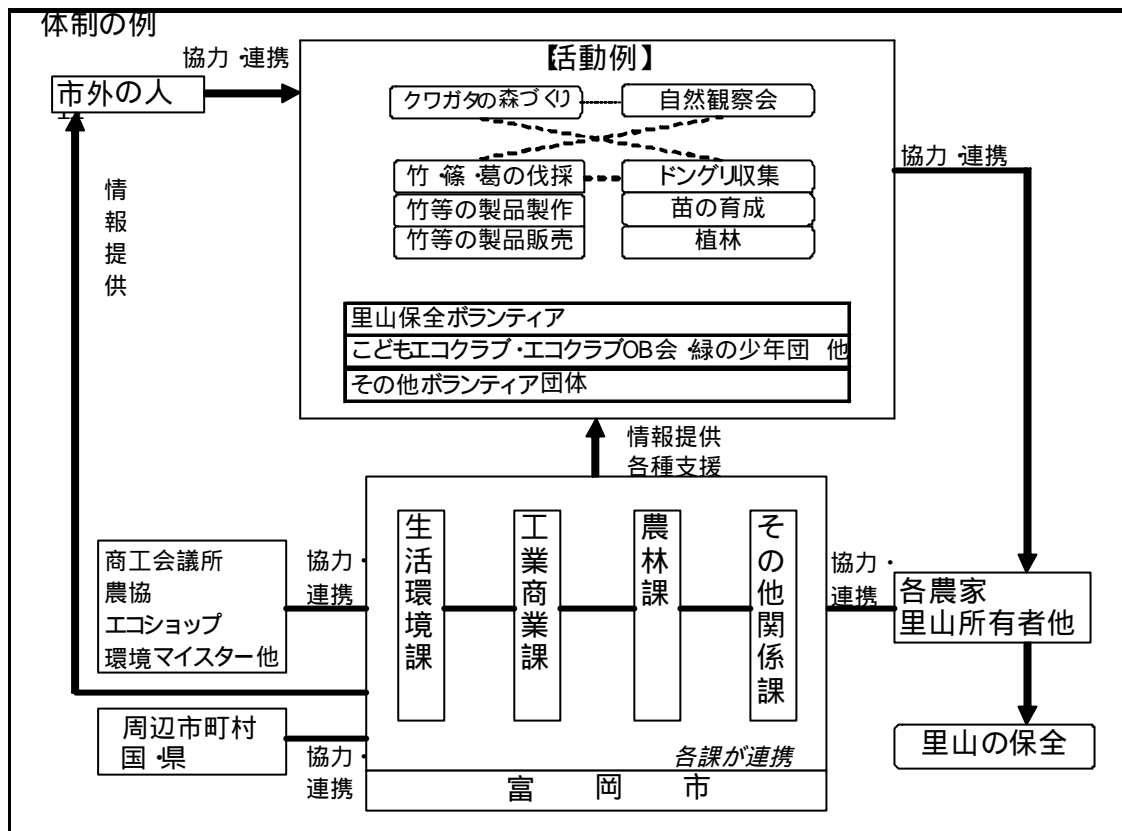
富岡市環境基本計画ワークショップのなかで活動を開始したクワガタの森づくり活動は、里山を荒廃させる大きな原因である竹や篠等の伐採や、子どもたちを対象とした自然観察会などを実施し、市民による自主的な **里山保全活動**へと発展しています。また、ドングリの収集や苗の育成など、広葉樹の植林を行う試みも実践されています。このような市民参加による里山保全活動は、本市が内外に誇る貴重な里山の保全という目的のみならず、市民自らが自然に親しみ、自然の大切さを学ぶ良い機会ともなるものです。

一方、里山を所有する農家においては、後継者不足や農業従事者の高齢化などにより里山の手入れが困難な状況にあります。

このため、市民が自然とふれあう機会を提供するとともに、里山の自然環境を保全する活動の支援を図ります。また、より多くの人に里山の素晴らしさを知ってもらうため、市内はもとより市外からも参加者を募り、市内外の人材による里山保全ボランティアの結成促進・育成に努めるほか、竹・篠など里山からの副産物を利用した製品の製造・流通に環境マイスターや商工会議所、農協、エコショップ等の協力を求めるといった **里山保全活動の支援体制づくり**に努めます。

さらに、里山保全を制度的に支えるため、**里山保全条例の制定**について調査・研究します。

里山保全活動の推進
里山保全活動の支援体制づくり
里山保全条例の制定



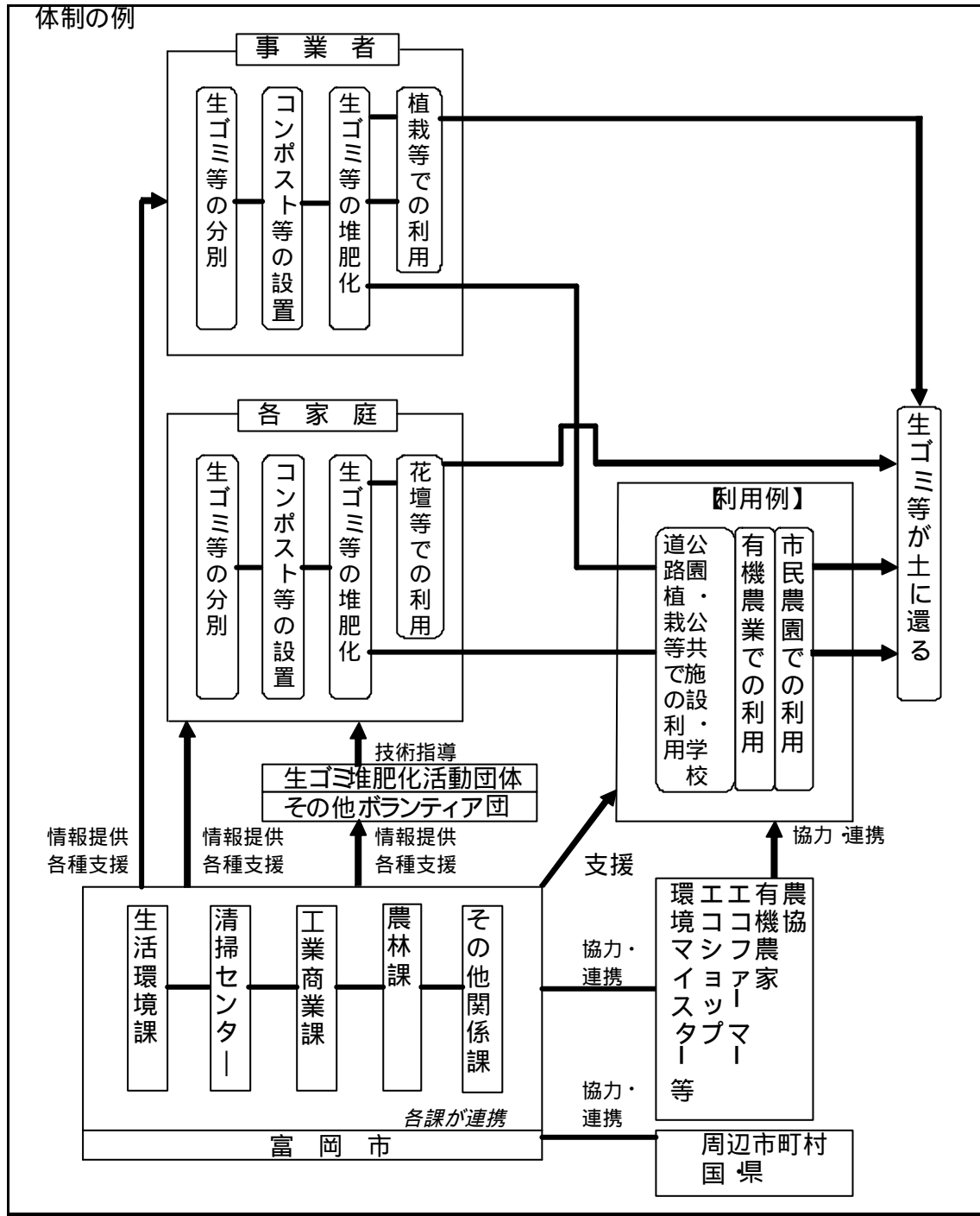
2 . 生ゴミ等の堆肥化

生ゴミや庭木の^{せんてい}剪定による枝葉や草花等は、通常、燃えるゴミとして焼却処理されていますが、水分を含むことから焼却には水分を蒸発させるための余分な燃料を大量に必要とします。しかし、生ゴミ等には栄養分が残されていることから、堆肥化することによって有効利用することができるほか、土に還すことによって土壌循環に役立たせることができます。

このため、**家庭などにおける生ゴミ等の堆肥化を促進し**、庭・ベランダなどの緑化に利用するとともに、公共施設での優先的な使用や農家等の協力といった、**生ゴミ等から作られた堆肥の利用体制**の構築に努めます。

家庭などにおける生ゴミ等の堆肥化の促進 生ゴミ等からつくられた堆肥の利用促進

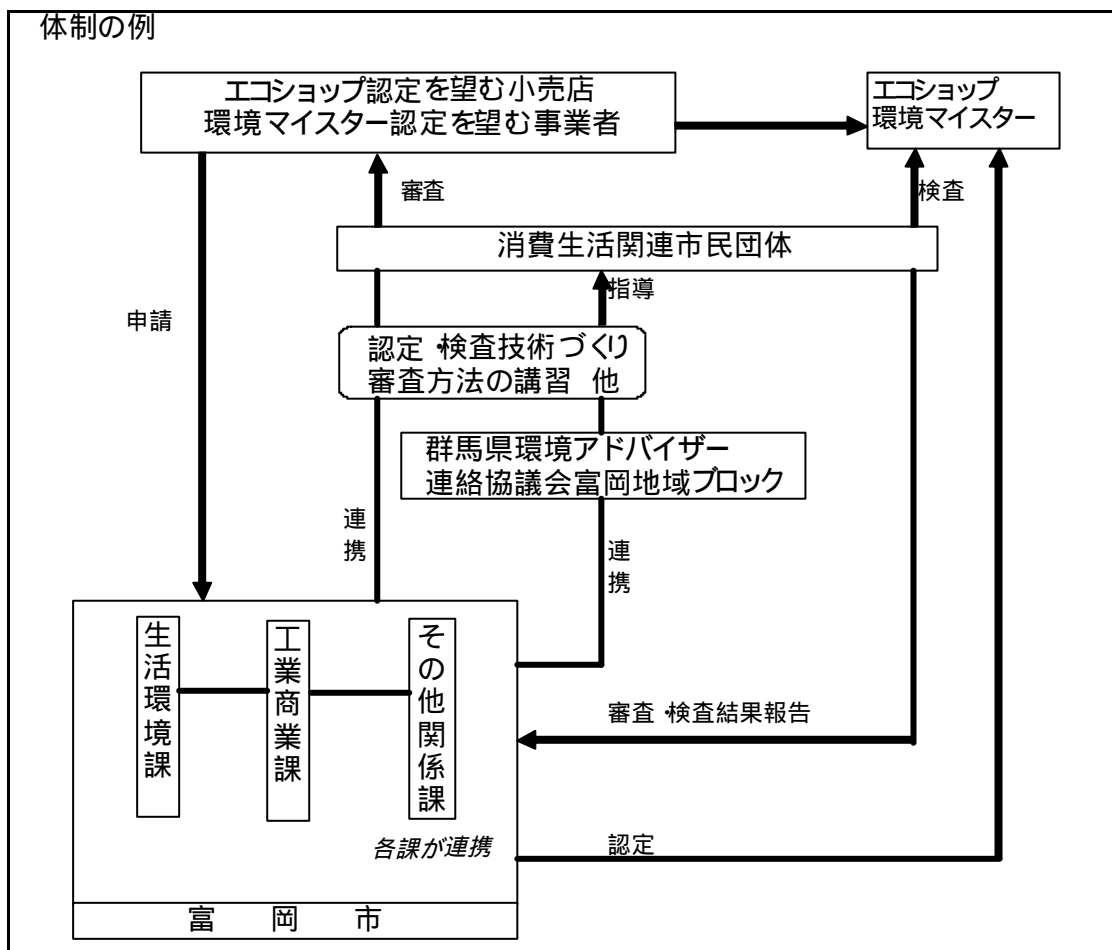
体制の例



4 . 循環型の社会経済システム確立

循環型社会の確立のためには、製造・販売・購入などの社会経済システムに環境への配慮を織り込んでいくことが必要です。このため、**エコショップ制度**、**環境マイスター制度**の創設・普及に努めます。また、**リサイクル推進条例等の制定**について調査・研究するなど、循環型の社会経済システム確立に向けた制度面の整備に努めます。

エコショップ制度の創設・普及
 環境マイスター制度の創設・普及
 リサイクル推進条例の制定



5 . 地域エネルギー開発

現在の電力供給は、大部分を火力発電や原子力発電に頼っています。しかし、化石燃料の使用による二酸化炭素の放出が地球温暖化の原因とされることなどから、太陽、水、風などの自然エネルギーを活用することが求められています。また、発電所から電気を使用する場所までの送電ロスを考慮し、できる限り電気の需要場所に近いところで発電する、いわゆる分散電源の考え方も重要視されるようになってきました。

本市においても、地域の自然条件を考慮し、あらゆる自然エネルギーの有効利用を検討することが必要です。このため、**太陽光発電の検討**や **鳴沢の水力発電の検討**、**風力発電の検討**、**バイオマス利用の検討**などについて積極的に調査・研究します。

太陽光発電の検討

鳴沢の水力発電の検討

風力発電の検討

バイオマス利用の検討（特に、森林資源の活用による）

地域エネルギーの例～富岡市にあった水力発電

大正8年から昭和2年頃まで、富岡市の鳴沢には水力発電所がありました。この発電所では、約55mの水の落差を利用して発電を行いました。また、水の取入口から水槽・貯水池、発電所に至る水路を全て木製とした珍しい発電所であったとされています。今では、数mという僅かな水の落差を利用して発電することができますので、他の自然エネルギーともあわせて活用していくことが大切です。

鳴沢にあった発電所の位置



建設当時の水源池の様子



風力発電機の例

年間平均風速が6 m/sで発電が可能ですので、富岡での可能性について検討することが重要です。

主体別環境配慮指針

1. 市民

身近な地域や地球全体の環境を守るため、日々の生活においては以下に掲げる各事項に配慮しましょう。

衣生活関係

【衣服の扱い】

寒暖の調節は、冷暖房だけに頼らず、衣服による調節をする。

【洗濯】

取り扱い絵表示を参考にして洗濯の方法を選び、衣服を傷めないようにする。

洗い桶を活用し、水をためて洗うようにする。

お風呂の残り水を活用する。

洗剤を使いすぎない。

洗濯物はできる限り自然乾燥にする。

食生活関係

【食品の購入・保存】

食材を必要以上に買わない。

飲み物は、できる限りリターナブルびん（牛乳びん、ビールびん、一升びんなど）に入ったものを買うようにする。

魚・肉・野菜等は、できる限り計り売りを買うようにする。

自然・有機栽培による、旬の野菜を買うようにする。

冷凍保存は小分けにしておき、使う分だけ解凍する。

【調理】

タイマーを活用し、必要以上の煮炊きをしない。

食べられる分だけ調理し、残さず食べる。

【後片づけ】

洗い桶を活用し、水をためて洗うようにする。

できるだけ給湯温度の設定を下げる。

洗剤を使いすぎない。

油や食物のカスなどを排水に流さない。

台所の調理器具や燃焼器具、換気扇などをこまめに清掃し、効率よく使用する。

住生活関係

【住まい】

住宅の新築・改築の際には、環境共生住宅の購入に努める。

住宅の新築・改築・建て替えの際には、市内産や県内産の材木や間伐材を活用するよう努める。

照明器具は部屋の用途に応じて選び、必要以上に明るくしない。

節水型衛生器具（蛇口、便器など）を活用するよう努める。

屋敷林・檜ぐねや生け垣の保全・復元に努める。

庭やベランダなどで花や緑を育て、うるおいのあるまちなみづくりに努める。

雨水浸透柵の設置に努める。

雨水貯留を図り、散水や洗車などに活用するようにする。

下水道整備区域内において下水道未接続の建物所有者は、速やかに下水道への接続を行うよう努める。

下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽を設置し、単独処理浄化槽の場合は合併処理浄化槽に切り替えるとともに、浄化槽の適切な維持管理に努める。

太陽光発電設備や太陽熱利用設備を設置するよう努める。

【家庭電気製品一般】

インバーター制御を採用するなどした省電力型の家電製品を選ぶようにする。

照明器具、エアコンや掃除機等のフィルター、調理器具などをこまめに掃除する。

家電製品はこまめにスイッチを切り、使用しないときはコンセントから抜いておく。

冷蔵庫・冷凍庫の中はいつも整理しておき、何が入っているか確認できるようにしておく。

時間帯に応じた音量調節など、騒音防止のためのマナーを守る。

【冷暖房】

冷暖房の設定温度の適正化に努める（夏：28℃、冬：20℃）。

こたつは、掛け布団だけでなく、敷き布団や上掛けも使い、暖房効果を高める。

カーテンやブラインド、すだれ等を活用し、窓部分の断熱性能を高める（夏は日射を遮る効果もある）。

冷暖房している部屋のドアや窓の開け閉めを減らす。

室温の調節をエアコンやストーブなどの冷暖房だけに頼らず、衣服の調節や水打ちなどの工夫をする。

室外の空気の方が室内より涼しい場合、窓の開け閉めによる室温調節をする（外気冷房）。

【入浴】

- シャワーを使うときは、湯を出したままで使用せず、こまめに止める。
- 石けんやシャンプー、洗剤を使いすぎない。
- 家族がなるべく続けて入浴するようにする。
- 給湯器や風呂釜の種火や浴槽の追い焚き機能をこまめに消す。
- 浴槽の蓋を必ずして湯温低下を防ぐ（落とし蓋も併用すると更に効果がある）。

【掃除】

- 掃除機をかける前に部屋を片づけ、掃除の時間を短縮する。
- 洗剤を使いすぎない。

【トイレ】

- 洗浄便座の洗浄水の水温や便座ヒーターの温度を必要以上に高温にせず、使用しないときはこまめにスイッチを切る。
- 水洗トイレの節水を工夫する。

ゴミ

【ゴミの減量】

- ゴミを減らす。
- 自分の家にあるものをよく調べておき、無駄な買い物をしない。
- ものを買うときには、本当に必要かどうかを十分に考える。
- 使い捨て商品を買わないようにする。
- 繰り返し使える容器を活用している商品（詰め替え式など）や再生資源を用いた製品を買うようにする。
- 要らなくなったものでも、他に使い道がないか工夫する。
- 要らなくなったものでも、まだ使えるものであれば、知り合いに譲ったり、フリーマーケットやバザーに参加したりして、なるべく捨てないよう努める。
- 生ゴミの堆肥化を行う。
- 市の生ゴミ処理器（コンポスト）無償貸与や生ゴミ処理機等購入費助成事業を活用する。
- つくった堆肥は、庭や花壇の肥料として活用し、土に還す。

【ゴミの資源化】

- ゴミの資源化に努める。
- ゴミ収集のルールを守りきちんと分別して出す。
- 市が行っている有価物集団回収事業を活用する。
- エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4品目が不用となったときは、家電リサイクル法に従い、小売店に料金を払って引き取ってもらう。

家庭における学習

休みの日などには、自然とふれあい、自然の仕組みを理解するよう努める。

環境について家族や知り合いなどと話し合ったり、誘い合って環境に関連する活動に参加するなど、環境を考え行動する輪を広げるようにする。

年輩の方は、昔ながらの生活の知恵や自然と親しめる遊び方を子どもや若年者に伝えるよう努める。

地域の歴史や文化等を学び、子どもたちに伝える。

環境に関する活動やシンポジウム・セミナーに関心を持ち、参加する。

環境に関する学習活動に参加するとともに、学んだことを日常生活で実践する。

環境を守る活動への参加

森林や里山、川や湖などの豊かな自然を子どもたちに伝えられるよう、これらを守る活動への参加・協力を努める。

- ・ 自然環境の保全に関するボランティア活動への参加・協力を努める。
- ・ 地域ぐるみで行われる清掃や緑化活動などへの参加・協力を努める。
- ・ 歴史文化遺産を守る活動への参加・協力を努める。
- ・ 市内河川の整備計画案の作成や整備作業への参加に努める。
- ・ 緑の募金活動などへの協力を努める。

学校における環境教育に協力するよう努める。

ボランティア団体等の活動団体間の連携を図る。

広く市外にも交流の輪を広げ、ともに環境について考える場をつくるよう努める。

地球環境への配慮

フロンを使用した製品を廃棄するときは、フロンガスの回収に協力する。

環境家計簿などを活用し、環境に配慮した生活をしているかチェックする。

その他

【買い物】

間伐材を活用した製品や竹・篠等を使用した製品を買うようにする。

環境配慮商品を選ぶようにする。

エコショップ・環境マイスター登録されている商店や事業者での購入を優先するよう努める。

過剰包装は断る。

買い物の時にはマイバッグ等を持参する。

【屋外】

野外焼却や家庭用焼却炉の使用をやめる。

森林や里山、河川や湖沼などにゴミを捨てないほか、ゴミを見かけたら拾うよう努める。

希少種や、希少種の生息場所を大切にす。

- ・ 希少種にあたる山野草を折ったり、抜いたり、踏みつけたりしないようにする。
- ・ 希少種にあたる生き物を、むやみに捕らない。

生態系を乱す種（ブラックバスやブルーギル等の外来種）を持ち込まない。

【交通】

自動車を運転する際には、急発進・急加速をやめ、アイドリング・ストップを行うなどエコドライブを心がける。

ハイブリッド車や電気自動車などの低公害車や低燃費車の購入、軽自動車への切り替えに努める。

近い場所へは徒歩で行くように心がけ、離れた場所でも自転車や電車・乗り合いタクシー等を利用するようにする。

2. 事業者

近年の環境問題への関心の高まりや各種リサイクル法といった環境関連の法整備などによって、事業者の環境に対する責務は大きくなっています。環境に配慮した事業活動を推進することは、消費者への宣伝効果やグリーン購入・調達が進透する中で、受注の拡大など新たなビジネスチャンスをもたらすものです。一方、汚染者負担の原則が定着する中、ひとたび環境汚染を引き起こせば、事業者の存亡に関わる深刻な事態に直結する恐れがあります。

事業の発展と環境保全のため、日常の事業活動においては以下に掲げる各事項に配慮しましょう。

【全業種に関わる共通配慮事項】

環境保全に関する基本方針や行動指針を定め、環境に配慮した事業活動を推進するよう努める。

- ・ 環境マネジメントシステムや環境会計に対応した組織体制を整備するよう努める。
- ・ 公害防止技術、廃棄物処理技術等、環境保全に関わる技術の研究・開発、あるいはこれらの技術の導入に努める。
- ・ 事業活動に伴う環境への負荷の状況を把握するとともに、環境保全に関わる情報を公開するよう努める。

環境に配慮した事業所の施設・機器等の整備に努める。

- ・ 省エネルギー機器の導入など、資源及びエネルギー利用の効率化に努める。
- ・ 雨水浸透施設・舗装の整備に努める。
- ・ 雨水利用システムの導入に努める。
- ・ 事務のペーパーレス化を図るなど、紙の節約に努める。
- ・ 事業所敷地内の緑化に努める。

環境配慮商品の積極的な利用に努める。

- ・ 事務用品等の購入においては、再生品を購入するよう努める。
- ・ 再生資源など、環境への負荷が少ない材料の利用に努める。

事業活動に伴う廃棄物の減量化や適正処理に努める。

- ・ 再使用あるいは再生可能なものの購入に努める。
- ・ 廃棄物の分別を徹底し、その再資源化に努める。
- ・ ゼロ・エミッション（ゴミ排出量ゼロ）を目指したシステムの構築に努める。

従業員の環境問題及び環境保全対策に関する教育・研修に努める。

- ・ 通勤には、徒歩、自転車、バス・鉄道などの公共交通機関を利用するよう指導する。
- ・ 「アイドリング・ストップ運動」を推進する。
- ・ 電気や水の節約に努める。
- ・ 地域の美化活動や環境保全活動への参加・協力を努める。

公害防止協定及び環境保全協定を市と締結している事業者は、各協定を遵守し環境負荷の低減に努める。

行政が行う環境保全施策に積極的に協力する。

【建設業関連】

設計段階から周辺環境などへの影響に配慮し、建築計画の決定や建設資材の選定にあたっては、発注者に環境への配慮に対する理解を求める。

建設工事においては、粉じん、騒音・振動、排気ガスなど、周辺環境に悪影響を与えないようにするとともに、再生品や再利用可能な建設資材の使用に努める。

工事に伴って発生した廃棄物のリサイクル、適正処理に努める。

【製造業】

製品等の開発、設計段階においては、材料調達から廃棄に至るまでの環境への負荷を低減するよう努める。

製品等の製造プロセスにおける環境への配慮に努める。

- ・ コ・ジェネレーションシステム¹の導入など、排熱の有効利用や省エネルギーに配慮するよう努める。
- ・ 廃棄物の削減等による省資源化に努める。
- ・ 排気や排水の浄化に資する機器の導入や、環境への影響が少ない熱源や原材料等への切り替えに努める。
- ・ 有害物質を取り扱う場合には、その保管、使用、処分において、適正な処置ができる管理体制の整備に努める。

大気汚染や水質汚濁など、製品等の製造に伴う環境影響を絶えずモニタリングし、事故の際は適切な対応ができる体制の整備に努める。

機械の運転に伴い発生する騒音・振動の低減に努める。

環境マイスター制度への登録を積極的に検討する。

悪臭対策に努める。

【農業・林業】

農薬や肥料の使用にあたっては、環境への負荷を軽減するよう努める。

- ・ 有機農法の導入に努める。
- ・ 家畜排せつ物の適切な処理に努める。
- ・ 家畜排せつ物処理施設の導入に努める。
- ・ 家畜排せつ物のリサイクル等、資源の有効活用に努める。

機械の購入においては、省エネルギー型機械の導入に努める。

森林、農地の適切な保全・管理に努めるとともに、遊休農地等については市民農園などとして貸し出す。

農業用の施設及び施設周辺の環境美化に努める。

¹ コ・ジェネレーションシステム：都市ガスなどを燃料とするエンジンで発電を行うと同時に、エンジンからの排熱を利用して蒸気や温水を作るなど、投入した燃料を無駄なく利用できるシステムのこと。

【観光業】

施設の立地にあたっては、企画・計画段階から環境への配慮に努める。

- ・ 立地候補地の周辺における生態系等の環境の現状を把握し、それらを維持できるように十分に配慮する。
- ・ 適切な廃棄物処理や排水処理などにより、周辺環境への影響を低減するよう努める。
- ・ 建物デザイン、看板、ネオン等の計画において、周辺景観との調和に努める。

【ゴルフ場】

事業活動に伴う環境負荷の低減に努める。

【運輸業】

受注・発送管理等の徹底や運送ルートの最適化などによる、効率的な輸送システムの構築に努める。

過積載の防止や運送効率の向上、エコドライブなど、自動車の燃料消費の削減に努める。

低燃費車・低公害車を導入し、大気汚染の防止に努める。

梱包材等の運搬に使用する資材には、再使用あるいはリサイクルできるものを使うよう努める。

【小売・卸売業 飲食店】

多頻度小口輸送を見直し、共同輸送など仕入れの合理化に努める。

販売においては、簡易包装を推進するとともに、包装材への再生品の利用に努める。環境配慮商品の取り扱いを積極的に進める。

飲食店においては、排気や排水から油分を除去する設備の定期的な清掃に努める。

看板、ネオン等の設置においては、周辺景観との調和を図る。

マイバッグの持参を奨励するため、スタンプ制や店で提供する買い物袋の有料制を導入する。

環境に配慮した営業活動を推進し、エコショップ登録に努める。

3 . 行政

事業別環境配慮

行政は、計画的な市域発展のために、都市・産業基盤整備をはじめとする各種事業や災害対策等のための事業を幅広く実施するほか、民間事業者が実施する各種事業に対する指導も行っています。

このため、これらの事業の実施及び指導に際しては、以下に掲げる各事項に配慮します。

【対象事業】

建設関連	土地区画整理事業系 住宅団地整備事業系 公園整備事業系 治山整備事業系 道路整備事業系 河川等改修事業系 廃棄物処理施設整備事業系 下水処理場整備事業系 中高層建築物等建設事業系 大学・研究所整備事業系
農林関連	農用地整備事業系 畜産施設整備事業系
商工業関連	流通業務団地整備事業系 工業団地整備事業系 レクリエーション施設整備事業系

建設関連

土地区画整理事業系

上水道、下水道等の都市基盤の整備状況との調和に努める。

身近に自然とふれあえる場の創出やゆとりある空間の確保により、快適な居住環境の整備に努める。

住宅団地整備事業系

アクセス道路の整備にあたっては、円滑な交通量を確保するとともに、沿道緑化に努める。

水質汚濁や廃棄物排出による環境への負荷の防止に努める。

下水道未整備地域においては、水質汚濁を生じさせない排水処理設備を設置する。

建物の配置に際しては、騒音、電波障害、日照障害の防止に努める。

建築物の色、デザイン、高さなどは周辺景観との調和に配慮する。

緑化を進め、快適な街並み景観が創造されるよう努める。

団地内通路の配置にあたっては、住民が安全に通行できるよう努める。

敷地内における雨水の地下浸透に努める。

公園整備事業系

維持管理のための農薬散布による環境汚染の防止に努める。

現存する樹木等の活用を図るとともに、その地域の潜在的な植生に配慮した植樹・植栽を行うよう努める。

ビオトープなど多様な生物の生息場所としての整備に努める。

自然保護や自然観察についての学習機会の場合としての活用に努める。

治山整備事業系

水源かん養機能・保健休養機能等、公益的機能の高い森林の維持管理に努める。

治山施設の整備にあたっては、原植生を考慮した植栽等による緑化に努める。

道路整備事業系

路線の計画にあたっては、円滑な交通の流れを確保するため、既存の道路との接続に配慮する。

道路の建設にあたっては、騒音・振動の低減に努める。

沿道の緑化等により、大気浄化、騒音防止、ゆとりとうるおいある景観の形成に努める。

高架構造の場合、日照障害、電波障害の防止に努める。

自転車道や遊歩道を設置するなど、人や自転車が安全に通行できるように配慮する。

生活道路の整備にあたっては、誰もが安全で快適に利用できるように配慮する。

道路や歩道の整備・改修にあたっては、浸透性舗装等の採用に努める。

河川等改修事業系

親水護岸の整備や緑化に努め、快適な水辺空間を創出するように配慮する。

遊歩道やサイクリングロード等を整備する場合は、景観の工夫、休息施設の設置等、快適で良好な街並みの創出に努める。

生態系を維持できるよう適切な水量確保や緑地の整備に努める。

河川浄化運動や河川を通じた地域交流など、市民参加による環境保全への取り組みを促進する。

廃棄物処理施設整備事業系

廃棄物の処理処分に伴う有害な化学物質による汚染の防止に努める。

施設の整備にあたっては、最新の環境保全技術の導入に努める。

排熱の有効利用を図るとともに、省エネルギー設備の導入に努める。

焼却灰や金属等の再資源化及び有効利用に努める。

施設の緑化に努める。

建築物の色、デザイン、高さなど、周辺景観との調和に配慮する。

資源・エネルギーやリサイクルについての学習機会の場として活用し、市民の意識啓発に資するように配慮する。

下水処理場整備事業系

下水汚泥の適正処理、再資源化に努める。

放流水の高度処理を図り、公共用水域の富栄養化の防止に努める。

下水処理場の建設にあたっては、施設の緑化を図り、集う人々の憩いの空間確保に努める。

下水処理水や下水排熱の有効利用に努める。

水環境の保全についての学習機会の場として活用を図る。

中高層建築物等建設事業系

建築物及びその周辺施設からの大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止に努める。

建築物及びその周辺施設の配置に際しては、日照障害、電波障害、交通渋滞の防止に努める。

建築物の色、デザイン、高さなど、周辺景観との調和に配慮する。

建築物及びその周辺においては、景観の工夫、休息施設の設置等、快適で良好なまち並みの創造に努める。

リサイクルを進めるため、資源物の分別保管施設等を設置するほか、建設資材は再生品の利用を図り、熱帯材の使用は極力控えるよう努める。

工事による建設廃材及び残土の減量化、リサイクルに努める。

建築物及びその周辺施設の配置にはゆとりをもたせ、地域の緑の拠点となるように努める。

通路、出入口、階段等は、誰もが利用しやすいように配慮する。

太陽熱、風力等の自然エネルギーの利用に努める。

大学・研究所整備事業系

有害な化学物質等による環境汚染が生じないように、環境に配慮した原材料等の使用・輸送・管理等に努める。

施設の配置に際しては、騒音・振動、悪臭、日照障害、電波障害の防止に努める。

施設の緑化に努め、働く人々の憩いの空間確保に努める。

農林関連

農用地整備事業系

既存農地の基盤整備にあたっては、用水路などの自然性や田園景観の保全に配慮する。

農道、林道整備の際は、生物の生息空間の連続性等に配慮する。

農業利水施設の整備にあたっては、親しみやすい水辺空間の確保に努める。

土壌環境や生態系の保全に努める。

農用地周辺を地域住民のふれあいの場として整備する。

畜産施設整備事業系

放流水の高度処理を行い、公共用水域の水質保全に努める。

商工業関連

流通業務団地整備事業系

水質汚濁や廃棄物排出による環境への負荷の抑制に努める。

運搬による騒音・振動については、周辺の生活環境への影響の軽減に努める。

建物の配置に際しては、騒音・振動、電波障害、日照障害の防止に努める。

容器包装の簡素化や回収を進めるなど省資源に努める。

施設の緑化に努め、働く人々の憩いの空間確保に努める。

工業団地整備事業系

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等による環境への負荷の抑制に努める。

有害な化学物質等による環境汚染が生じないように、原材料等の使用・輸送・管理に努める。

新技術を導入したり、新たな化学物質を用いる企業立地に際しては、それが環境に与える影響について十分に調査研究し、新たな環境汚染が生じないように努める。

地下水の利用にあたっては、節水や再利用を図り、地盤沈下対策や地下水の保全に努める。

工業団地で発生する産業廃棄物は減量化やリサイクル、適正処理に努める。

施設の緑化に努め、働く人々の憩いの空間確保に努める。

再生資源を原材料に利用するなど、省資源対策に努める。

レクリエーション施設整備事業系

農薬等を使用する場合は、環境汚染の防止に努める。

建築物の色、デザイン、高さなど、周辺景観との調和に配慮する。

周辺の生活環境や動物の生息環境の保全のため、場内の放送や夜間の照明を控えるなど、周辺の環境への配慮に努める。

緑化計画においては、在来種の植栽や自然環境の多様性を高める構成にするなどの配慮を行う。

【事業における段階別進行管理】

行政が実施する事業については、基本構想策定から供用段階に至るまで、環境に対する配慮を十二分に行うため、以下に掲げる段階別進行管理を実施します。

事業の基本構想策定段階

事業計画の目的に、環境への配慮を取り込むよう努める。

複数の候補地を比較検討した上で、事業計画地を選定する。

事業計画地は広域的・長期的な視点から見て、地域の環境特性に適しているか検討する。

事業の基本計画策定段階

一定規模以上の事業については、環境影響評価を実施する。

- ・ 累積的・複合的な環境への影響について配慮するよう努める。
- ・ 地域社会への影響や経済的効果について検討するよう努める。

貴重な動植物及び文化的遺産が分布する地域では、十分な保全対策に努める。

事業の実施計画策定段階

建築・構造設計等の実施設計において、環境への十分な配慮に努める。

- ・ 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止に努める
- ・ 効率的な資源・エネルギーの利用システムを採用し、省資源・省エネルギーに努める。
- ・ 雨水の地下浸透システムや再利用など、地域の水循環の保全に努める。
- ・ 景観への配慮に努める。

事業の工事段階

工事にあたっては、周辺環境の状況及び関係地域住民の意見を十分に把握するよう努める。

環境に配慮した技術・工法を採用するよう努める。

事業の供用段階

事業活動や施設管理において、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止に努める。

周辺の自然環境や生活環境への影響について、モニタリングを実施するよう努める。

率先行動

行政も事業者の一人であることを認識し、他の事業者の模範として事務事業や施設整備事業における環境への配慮を率先して行うとともに、環境保全に対する職員の意識啓発に努めます。

【事務事業における率先行動】

廃棄物の減量と再資源化の徹底に努める。

- ・ 課ごと・施設ごとに分別収集用回収容器を設置する。
- ・ 缶、ペットボトル、プラスチック製食品トレーなどを使用した商品の購入を削減し、繰り返し使える容器を使用した商品を優先的に購入する。
- ・ 給食センターなどにおける生ゴミの減量及び堆肥化に努める。
- ・ 封筒や用紙類の使用量の削減に努める。
再生紙など再生品の優先購入に努める。(グリーン調達の推進)
- ・ 電気使用量の削減に努める。
- ・ 照明点灯箇所の削減に努める。
- ・ 照明器具を定期的に清掃する。
- ・ 空調機器運転箇所・時間の削減や温度設定の適正化に努める(夏 28、冬 20)。
- ・ 空調機器フィルターを定期的に清掃する。
- ・ コピー機の節電・待機モードへの切り替えや、電化製品は不使用時にコンセントを抜くよう努める。
- ・ 省電力型の機器を導入するよう努める。
節水に努める。
- ・ 節水型機器の導入に努める。
- ・ 定期的に漏水の点検をする。
- ・ 雨水利用を推進する。
太陽光発電など自然エネルギーを活用した機器の導入に努める。
燃料消費量の削減に努める。
- ・ 天然ガス車の効率的な利用に努める。
- ・ 公用車のエコドライブや低公害車の導入、自転車の積極的な利用に努める。

【公共施設整備における率先行動】

公共施設の整備にあたっては、事業の計画段階から環境アセスメントを実施し、環境への配慮に努める。

工事にあたっては、環境への負荷の少ない材料や工法を採用するよう努める。

工事にあたっては、大気汚染や騒音等の防止に努める。

公共施設における緑化に努める。

【職員への意識啓発】

環境保全や省エネルギーなどに関する職員研修を行う。

環境問題に関するセミナーやシンポジウムなどへの職員の参加を促進する。

地域における環境関連活動への職員の参加を促進する。

職員の通勤には、なるべく自動車を使わないように努める。

地域別環境配慮指針

1 . 地域区分

本市は、森林や里山を主体とする地域から都市的な土地利用がなされている地域まで、多様な土地利用がなされています。各地域に求められる環境への配慮は一様ではないため、地域の特性を踏まえた区分分けが必要です。

したがって、富岡市の土地利用特性から、以下に示す地域区分を設定します。

森林・里山地域
黒川、黒岩、小野地区（里山を主体とする丘陵地）
吉田、丹生、妙義地区（広葉樹林と植林を主体とする山地）
額部地区（植林を主体とする山地）

近郊住宅地・田園地域
高瀬、高田地区

都市地域
一ノ宮、七日市、富岡、東富岡地区

2. 地域別環境配慮指針

本市の土地利用や自然環境等の状況を考慮した地域区分に基づき、次のような地域別の環境配慮が必要となります。

森林・里山地域

【共通事項】

地域住民とボランティア団体との連携による里山保全活動を支援する。

- ・ 竹林・篠の伐採
- ・ 溜池の清掃と水質浄化
- ・ クヌギ・コナラの植林
- ・ 谷津田の保全

水源かん養林の保護と拡大に努める。

溜池に分布するヒシ群落の保護に努める。

優良農地の保全に努める。

環境保全型農業の普及に努める。

合併処理浄化槽の設置を促進する。

河川及び溜池周辺の水路については、自然環境や景観に配慮したもののへの整備改修に努める。

市民参加による河川及び湖沼の清掃活動を促進するとともに、河川等へのゴミ投棄防止に対する意識啓発に努める。

ゴルフ場では、協定に基づいた適切な農薬使用や排水の水質管理指導に努める。

屋敷林・檜ぐねの保全・普及に努める。

ゴミを捨てない。

【黒川、黒岩、小野地区（里山を主体とする丘陵地）】

遊休農林地については、里山の生態系などを踏まえた有効利用の促進に努める。

農用地が持つ環境保全機能を踏まえた積極的な保全・整備に努める。

環境保全型農業など、環境に配慮した農法を積極的に取り入れるよう努める。

里山や農地を保全するため、農林業の担い手の確保に努める。

工業団地においては、自然環境や景観に配慮した施設の計画や生産体制の確立に努める。

長学寺のオオイチョウ（市天然記念物）、長学寺のモミジ・小野小学校のトチノキ等の名木の保護に努める。

小野の溜池に分布するアオウキクサ・サンショウモ群集及びフトイ群落の保護に努める。

もみじ平総合公園の活用や県立自然史博物館との連携による環境教育・環境学習イベントを開催する。

【吉田、丹生、妙義地区（広葉樹と植林を主体とする山地）】

地域住民による「ほたるの里づくり」活動の支援に努める。

工場においては、自然環境や景観に配慮した施設の計画や生産体制の確立に努める。

地域住民によるガーデニングコンテスト等、主体的な活動を支援する。

神成のマツ、妙義神社のスギ、木島家のヒイラギ、菅原神社の大ヒノキ、吾妻神社の大スギ等名木の保護に努める。

鳴沢不動の水源地の保護に努める。

南蛇井の不整合の露出場所の保護に努める。

上信越自動車道、国道 254 号沿線における交通騒音対策に努める。

丹生湖等の自然環境を活用し、環境教育・環境学習イベントを開催する。

妙義山の自然環境保護に努める。

【額部地区（植林を主体とする山地）】

牛伏山衝上断層の露出場所の保護に努める。

大塩湖や藤田峠森林公園等を活用し、環境教育・環境学習イベントを開催する。

農業集落排水事業区域内接続を推進する。

近郊住宅地・田園地域

【高瀬、高田地区】

遊休農地の有効利用を促進する。

農用地が持つ環境保全機能を踏まえ、積極的な保全・整備に努める。

環境保全型農業など、環境に配慮した農法を積極的に取り入れるよう努める。

農地を守るため、農業の担い手確保に努める。

合併処理浄化槽の設置を促進する。

古蛇崩礁こじやぐまの保護に努める。

イタビカズラ群落（北向観音周辺）の保護に努める。

中高瀬観音山遺跡の保全と史跡公園としての活用を図る。

ゴミを捨てない。

都市地域

【共通事項】

庭やベランダで花や緑を育てるほか、生け垣などの設置を促進する。
事業者は、都市環境や景観に配慮した施設の計画や生産体制の確立に努める。
市街地及びその周辺の緑地の積極的な保全・整備に努める。
生活道路や公園、下水道など都市基盤の整備を計画的に進める。
身近な公園や親水空間の整備に努める。
都市や住宅地の景観づくりのため、看板や建物等の規制等を検討する。
ゴミを捨てない。

【一ノ宮地区】

貫前神社及び社叢^{しやそう}の保護・保全に努める。
貫前神社のスタジイ・宮崎神社のスギ(市天然記念物・)、貫前神社のオオイチョウ・堂山のカシ・龍光寺(宮崎)のサクラ、和合のオオイチョウ(市天然記念物)等の名木の保護に努める。
国道 254 号・バイパス沿線における交通騒音対策に努める。
合併処理浄化槽の設置を促進する。
工業団地においては、自然環境や景観に配慮した施設の計画や生産体制の確立に努める。

【七日市地区】

富岡高校のケヤキ等の名木の保護に努める。
国道 254 号・バイパス沿線における交通騒音対策に努める。
下水道整備区域内においては、速やかに下水道への接続を行うよう努める。
下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽を設置し、単独処理浄化槽の場合は合併処理浄化槽に切り替えるとともに、浄化槽の適切な維持管理に努める。

【富岡地区】

龍光寺(富岡)のオオイチョウ(県天然記念物)等の名木の保護に努める。
国道 254 号・バイパス沿線における交通騒音対策に努める。
下水道整備区域内においては、速やかに下水道への接続を行うよう努める。
下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽を設置し、単独処理浄化槽の場合は合併処理浄化槽に切り替えるとともに、浄化槽の適切な維持管理に努める。
工業団地においては、自然環境や景観に配慮した施設の計画や生産体制の確立に努める。

【東富岡地区】

上信越自動車道、国道 254 号・バイパス沿線における交通騒音対策に努める。
合併処理浄化槽の設置を促進する。

公共下水道導入について調査・研究する。

工業団地においては、自然環境や景観に配慮した施設の計画や生産体制の確立に努める。

計画の推進のために

1．庁内推進体制の整備

本計画を総合的かつ計画的に推進するにあたっては、各部局が連携し、各施策について横断的な調整・協議をする場が必要です。

このため、環境担当課が中心となり調整推進します。

2．市民・事業者・行政の連携による推進

環境にまつわる様々な問題は、行政のみならず、市民の日常生活や事業活動における意識的な環境への配慮を積み重ねていくとともに、自主的な参加による環境保全活動が活発に行われなければ、解決していくことは困難です。

このため、本計画は、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれ担うべき役割について認識し、各々の責務を果たしながら、相互に協力・連携して推進します。

3．広域的な連携による推進

大気や水質・水量の回復など、環境に関する分野では広域的な連携による取り組みが欠かせません。このため、本市行政と国・県・周辺市町村との連携はもちろん、市民活動においても広域的な結びつきの形成を促進し、本市を中心とした環境の保全・育成・回復を図ります。

【推進体制図】

